

指宿広域市町村圏組合低入札価格調査実施要綱

(平成26年指宿広域市町村圏組合告示第1号)

(趣旨)

第1条 この告示は、指宿広域市町村圏組合（以下「組合」という。）が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事に係る低入札価格調査（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第2項の規定に基づき、契約の落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときに、当該入札価格について調査することをいう。以下「低入札価格調査」という。）の手續について、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる工事)

第2条 この告示の対象となる工事は、組合が整備する新ごみ処理施設の建設工事（以下「本工事」という。）とする。

(低入札価格調査基準価格)

第3条 低入札価格調査は、入札価格が次項に基づき算定された額（以下「低入札価格調査基準価格」という。）に満たない場合に実施するものとする。

2 低入札価格調査基準価格は、予定価格の算定基礎となった次の各号に掲げる額の合算額に消費税相当額を加算した額とする。ただし、当該額が予定価格の75パーセントに満たない場合は、予定価格のうち消費税相当額を除いた額（以下「工事価格」という。）に75パーセントを乗じて得た額に消費税相当額を加算した額を低入札価格調査基準価格とし、90パーセントを超える場合は、工事価格に90パーセントを乗じて得た額に消費税相当額を加算した額を低入札価格調査基準価格とする。

- (1) 直接工事費相当額に10分の9.5を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費相当額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費相当額に10分の3を乗じて得た額

3 前項の規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(失格基準価格)

第4条 低入札価格調査基準価格に満たない入札をした者の入札価格のうち、低入札価格調査をしなくとも契約の内容に適合した履行がされないと判断する基準価格（以下「失格基準価格」という。）を定めるものとする。

2 失格基準価格は、予定価格の算定基礎となった次の各号に掲げる額の合算額に消費税相当額を加算した額とする。ただし、当該額が予定価格の70パーセントに満たない場合は、工事価格に70パーセントを乗じて得た額に消費税相当額を加算した額を失格基準価格とし、75パーセントを超える場合は、工事価格に75パーセントを乗じて得た額に消費税相当額を加算した額を失格基準価格とする。

- (1) 直接工事費相当額に10分の8を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費相当額に10分の7を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額に10分の7を乗じて得た額
- (4) 一般管理費相当額に10分の3を乗じて得た額

3 前項の規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 入札価格が失格基準価格に満たない場合は、失格とする。

（入札公告での周知）

第5条 本工事の入札公告において、下記の事項を記載するものとする。

- (1) この告示の適用があること。
- (2) 低入札価格調査基準価格に満たなかった入札を行った者は、落札者の候補であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (3) 低入札価格調査基準価格に満たなかった入札を行った者は、事後に行う低入札価格調査に協力すべきこと。

（低入札価格調査の実施）

第6条 事務局長は、低入札価格調査基準価格に満たない入札をした者があったときは、当該入札者へ次に掲げる事項が記載された資料の提出を求め、提出された資料の分析、当該入札者の事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。ただし、第2号から第6号までの事項が記載された資料は、第1号の調査結果により、必要に応じ提出を求めるものとする。

- (1) その価格により入札した理由（入札価格の積算内訳、配置予定技術者等）
- (2) 手持ち工事の状況

- (3) 資材の具体的調達見通し
- (4) 労務者の具体的供給見通し
- (5) 過去に施工した公共工事名及び発注者名
- (6) その他の必要な事項

2 前項に規定する資料の詳細な内容は、別に定める。

(総合評価委員会への報告)

第7条 事務局長は、前条の規定により調査した結果を低入札価格調査報告書(別記第1号様式)により、指宿広域市町村圏組合新ごみ処理施設建設工事に係る総合評価委員会設置要領(指宿広域市町村圏組合告示第1号)第1条に規定する指宿広域市町村圏組合新ごみ処理施設建設工事総合評価委員会(以下「総合評価委員会」という。)に報告し、意見を求めなければならない。

(総合評価委員会の審査)

第8条 総合評価委員会は、前条の規定による意見を求められたときは、必要な審査を行い、その意見を表示した低入札価格審査結果通知書(別記第2号様式)により通知するものとする。

(適合した履行がされると認めたときの措置)

第9条 管理者は、総合評価委員会が表示した意見に基づき、低入札価格調査を受けた入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、直ちに本工事に係る落札者決定基準に従って、当該入札価格の得点化を行うものとする。

(適合した履行がされないおそれがあると認めたときの措置)

第10条 管理者は、総合評価委員会が表示した意見に基づき、低入札価格調査を受けた入札者の入札価格では、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、当該入札者は失格とし、直ちにその旨を低入札価格調査結果通知書(別記第3号様式)により当該入札者に通知するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成26年1月10日から施行し、本工事の事業が終了したときに廃止する。

低入札価格調査報告書

年 月 日

指宿広域市町村圏組合新ごみ処理施設建設工事
総合評価委員会 委員長 様

指宿広域市町村圏組合
事務局長

年 月 日に実施した_____工事の入札について、指宿広域市町村圏組合低入札価格調査実施要綱第3条に規定する低入札価格調査基準価格に満たない入札が行われたことから、同要綱第6条の規定に基づき入札価格の調査を実施したところ下記のとおりの結果となりましたので、同要綱第7条の規定により調査結果を報告いたします。

つきましては、指宿広域市町村圏組合新ごみ処理施設建設工事総合評価委員会において、当該入札価格が契約の内容に適合する履行について可能であるか意見を求めます。

記

1 低入札価格調査結果

低入札価格調査基準価格に満たない入札をした者	入札価格（円）	調査結果	所見

- 2 予定価格 円
3 低入札価格調査基準価格 円
4 失格基準価格 円

※ 下記の書類を添付すること

低入札価格調査書，予定価格調書，入札執行調書，工事費内訳書その他調査により徴収した書類等

低入札価格審査結果通知書

年 月 日

指宿広域市町村圏組合
管理者 様

指宿広域市町村圏組合新ごみ処理施設建設工事
総合評価委員会 委員長

年 月 日に低入札価格調査結果の報告を受けた件について、指宿広域市町村圏組合低入札価格調査実施要綱第8条に規定に基づき、審査した結果、下記のとおりとなりましたので、同条の規定により通知いたします。

記

1 工事名

_____ 工事

2 低入札価格審査結果

低入札価格調査基準価格に満たない入札をした者	入札価格（円）	意見	審査結果

※ 審査結果欄には、「入札価格は適切な額である」又は「入札価格は適切な額ではない」と記載する。

低入札価格調査結果通知書

年 月 日

入札参加者

様

指宿広域市町村圏組合
管理者

年 月 日に実施した下記工事の入札について、貴社の入札価格が指宿広域市町村圏組合低入札価格調査実施要綱第3条に規定する低入札価格調査基準価格に満たない価格であったため、当該入札価格の調査を実施したところ、貴社の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められました。

よって、同要綱第10条の規定により、貴社を失格としましたので、通知いたします。

記

1 工事名 _____ 工事